

# WTO新ラウンド交渉(総論)

2002年10月  
外務省経済局

# 目次

1. これまでの代表的ラウンド交渉
2. ウルグアイ・ラウンドの成果
3. 今次ラウンドに至るまで
4. 今次ラウンド交渉の特徴～ドーハ開発課題～
5. 日本が今次ラウンドで目指すこと
6. 今次ラウンドの日本経済への影響
7. 今後のスケジュール:概観
8. 具体的戦略(1):包括的ラウンド交渉の維持
9. 具体的戦略(2):世界貿易の一層の自由化
10. 具体的戦略(3):WTOルールの見直し、強化、拡充
11. 具体的戦略(4):途上国対策
12. 具体的戦略(5):WTOとFTAの使い分け

# 1. これまでの代表的ラウンド交渉

一貫して保護主義(ブロック主義)に対処すると共に、その対象分野を拡大

## • ケネディ・ラウンド(1964～67)

EEC(ECの前身の一部)の成立への対処

鉱工業品関税の一括引き下げが中心

## • 東京ラウンド(1973～79)

米国の国際収支悪化、競争力低下に端を発する保護主義の圧力への対処

補助金やダンピング防止など非関税障壁のルールを追加

## • ウルグァイ・ラウンド(1986～94)

NAFTAや米国の一方的貿易政策への対処

未知の分野への拡大(サービス、農業、知的所有権のルールを追加)とともに、

シングルアンダーテイキング(全ての国が同じ権利義務関係を負う)を導入

高度な自動性を持った紛争処理システムを導入

## 2. ウルグアイ・ラウンドの成果 (モノのアクセスの分野)

### **農産品:**

原則として全て関税化。日本のコメは例外品目として、特例措置として関税化を6年間猶予される代わりに、やや大きなミニマム・アクセス(1995年の4%から6年間で8%に増加させる)の義務を受け入れ。

農産物の関税率は6年間で平均最低36%、各品目ごとに最低15%削減。

研究や土地改良などを除き国内補助金は6年間で20%削減。

輸出補助金の額を6年間で36%、数量を21%削減。

### **非農産品:**

5年間で最低平均33%引下げ。

主要国間では医薬品、建設機械、医療機器、鉄鋼、家具、農業機械、紙パルプの7分野で関税の相互撤廃や、化学品の関税率の上限設定。

### 3. 今次ラウンドに到るまで

ウルグアイ・ラウンドから継続(農業、サービス)

日本とEUで包括的な議題とすることを主張

・ルールの強化(アンチダンピング・補助金等)

・更なる貿易の自由化(関税交渉)

・法的アプローチの強化(紛争解決了解の改善と明確化)

・新しい分野への対応(環境、投資等)

シアトルの失敗の教訓(途上国、NGOの関心への対応)

# 4. 今次ラウンド交渉の特徴

## 「ドーハ開発課題」(1)

- WTOメンバーの3/4を占める途上国の発言力の相対的増加(ウルグアイ・ラウンド合意の不均衡の是正を主張) 途上国の利益を反映させることなしに交渉の進展はない。
- 貿易を通じた途上国の自立的な発展、開発を促進する。 途上国が「WTOルールを遵守」し、その利益を享受できるような能力をつけることが前提。 また、途上国の「交渉参加を促す」ための支援が必要(途上国の能力構築支援)。

# 4. 今次ラウンド交渉の特徴 「ドーハ開発課題」(2)

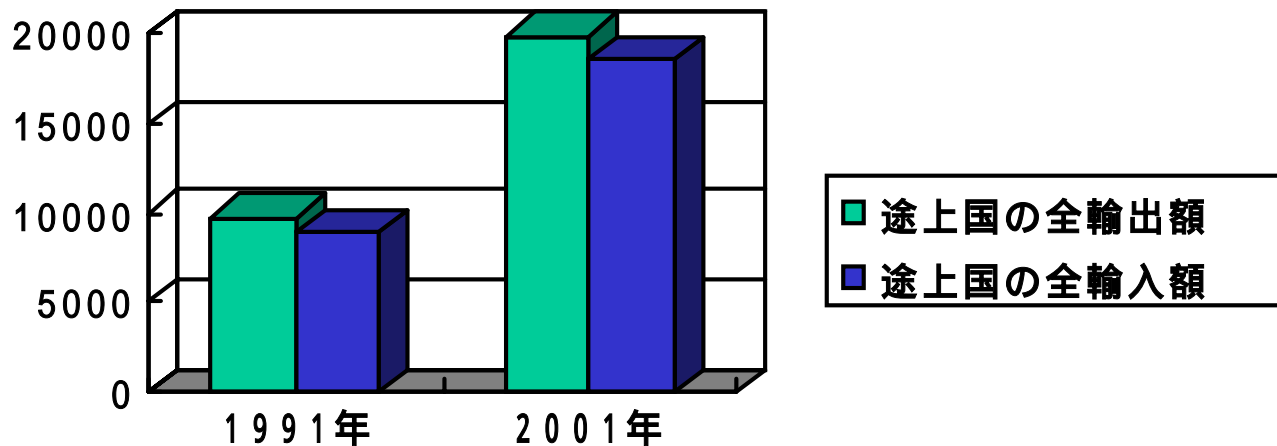
- 途上国を多角的貿易体制に統合することのメリット  
途上国の発展は、市場拡大・世界経済の安定に貢献

(途上国の若年人口増加を吸収する経済成長を達成しないと、貧困やテロが蔓延する)

途上国の市場拡大は、日本の輸出・投資機会を増加

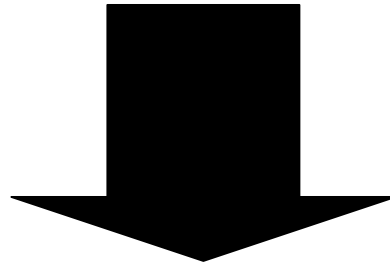
Ex 世界の工場「中国」からの安価な輸入品は日本の生産者にとり脅威。しかし、中国市場での購買力が高まれば、逆に新たなビジネス・チャンス。

億ドル



# 5. 我が国が今次ラウンドで 目指すこと

- WTOルール強化 恣意的な貿易措置の是正
- 更なる貿易自由化 より一層開かれた市場
- 途上国の多角的貿易体制への参画
- 多様な農業の共存
- 自由貿易主義と他の価値観との調整(知的所有権や環境の分野)



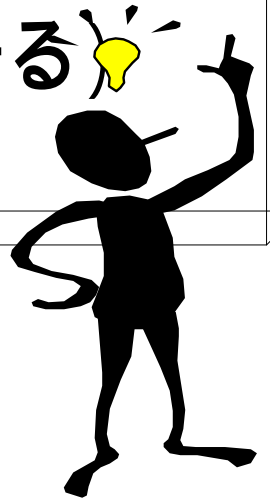


## 6. 今次ラウンドの 日本経済への影響

- 日本企業のビジネス・チャンスの増大(特に対途上国輸出や投資の拡大)
- 消費者の利益の増進(途上国から安価で安全かつ良質のモノ・サービスの輸入を確保。そのためのルールを作って途上国も日本も守る💡)
- 産業構造の高度化・高付加価値化

↓

• **日本経済の厚生が高まる!**

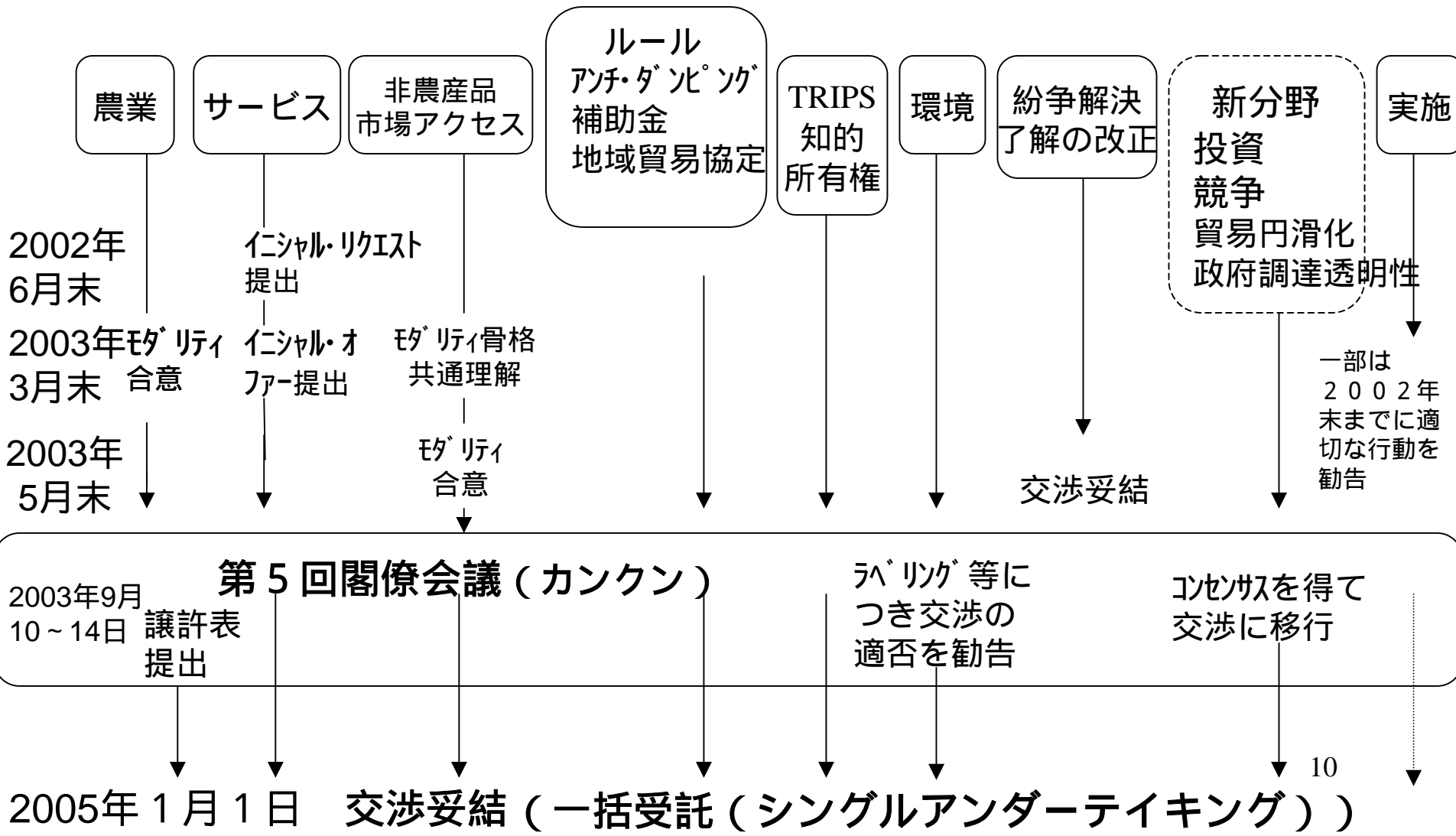


# 7. 今後のスケジュール：概観

2001年11月 第4回閣僚会議（ドーハ） 新ラウンド立ち上げ

2002年2月1日 第1回貿易交渉委員会（TNC）7分野の交渉グループを設置

2002年2月15日 一般理事会にて各交渉グループの議長について合意



# 8. 具体的戦略(1)

## 包括的ラウンド交渉の維持

明年9月の第5回閣僚会議にてやるべきこと

- ・ 農業交渉のオファー
- ・ 非農産品の関税交渉のオファー
- ・ AD協定の改正に向けた作業促進の確認
- ・ 投資交渉等の立ち上げ

# 9. 具体的戦略(2)

## 世界貿易の一層の自由化

### 日本経済の活性化

#### 農業

自由化しつつ、多様な農業が共存できる柔軟な規律

#### サービス

電気通信、建設、流通、運送などで一層の自由化

#### 関税

高関税引き下げ及び譲許品目の範囲拡大

ゼロ関税の対象範囲拡大

他国のFTAにより被っている不利益の解消

# 10. 具体的戦略(3)

## WTOルールの見直し、強化、拡充

### アンチ・ダンピング関税の濫用防止

ダンピングや損害の認定方法、調査や延長手続の明確化等を実現する。

### マルチの投資ルールの作成

透明性、最恵国待遇、内国民待遇、送金の自由、紛争解決手続等を規律する。

### 地球環境への配慮

貿易と環境の双方のルールの調和点を見出す。

ex. 環境保護目的の貿易措置が正当化される要件を明確化する。

### 紛争処理ルールの改善・強化

ex. 勧告が未実施とのパネル判断の後にのみ対抗措置の発動を可能とする修正を行う。

# 11. 具体的戦略(4)

## 途上国対策

- ・ アジア、アフリカ諸国に対して、十分な技術支援・キャパシティ・ビルディングの供与と最低限の市場アクセスの改善を図る。

- ・ 援助政策における貿易関連キャパシティ・ビルディングのメインストリーム化を図る。

WTOルールを守る能力を高める(途上国の貿易交渉担当者に対するトレーニングを重視)

途上国の長期的な輸出能力を高める

- ・ ルール面での特別措置を検討する(「実施」問題、S & D)。

- ・ 医薬品製造能力のない国に対するエイズ・マラリア対策と知的所有権協定との関係を整理する。

# 12. 具体的戦略(5)

## WTOとFTAの使い分け

世界貿易の自由化やルール作りの基本はWTO。  
機能するWTOなくしてFTAが拡大すると、世界経済  
全体の均衡ある発展にとり、マイナス。  
WTOを補完・強化するものとしてFTAも活用。  
健全なWTOがあって初めてFTAも利益をもたらす。

1. FTAはWTOを深掘りすべき。 WTOプロセスを阻害しては  
いけない。
2. FTAとWTOは、時間的に並行的なプロセスであるべし。例  
えば、農業も投資もラウンド交渉の進捗状況を横目で見な  
がら、FTAの内容を決めていく。二者択一ではなく、総合的  
に交渉していく。